

一般社団法人三次元スキャンテクノロジー協会 認定資格規定

(目的)

第1条 一般社団法人三次元スキャンテクノロジー協会（以下「当協会」という）において、3Dスキャントータルアドバイザー®の認定を適正に行い、3Dスキャントータルアドバイザー®に係る能力・資質の向上をはかるためにこの規程を設ける。

(資格の種類)

第2条 当協会が認定する資格は以下の通りである。

(1) 3Dスキャンアドバイザー

この資格は、3Dスキャンを活用する為の、三次元の基礎知識を有し、測定する際に依頼者が望む目的にあった測定結果を導き出す為に必要な知識を有していると当協会が認めたものである。

(2) 3Dスキャンファーストプラスアドバイザー

この資格は、(1)記載の知識に加えて、データ活用方法に関しての多彩な知識を有し、求められる結果に対して、最適な方向性を示唆する為に必要な知識を有していると当協会が認めたものである。なお、同資格は、当協会から講師としての業務を依頼することを保障するものではない。

(3) 3Dスキャントータルアドバイザー®

この資格は、求められる結果に対して、最適な方向性を示唆でき、課題解決に向けて3Dのみならず総合的な解決策を導き出せる知識及びスキルを有していると、当協会が認めたものである。なお、同資格は、当協会から講師としての業務を依頼することを保障するものではない。

2 資格認定によって、当協会として測定データの保証をするものではない。

(名称の使用)

第3条 資格認定された者がその名称を使用する場合は以下の通りである。

(1) 認定資格の名称を使用する場合、その者は当協会の会員でなければならない。

(2) (1)の会員とは、賛助会員、法人会員、個人会員、学生会員の会員ランクは問わない。

2 前各号でいう名称の仕様とは、印刷物（名刺、書籍類、小冊子、カタログ、パンフレット、チラシ等）、WEBサイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャルネットワーキングサービス全般等）、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ、各種音源及び映像データ等）、ソフトウェア（アプリケーション、各種コンテンツ等）等をいう。

3 認定資格を喪失した時は、名称を使用してはならず、本件名称を使用した販売促進物の変更等、第三者に対して認定資格保有者であるとの誤認を避ける措置を取らなければならない。

（認定）

第4条 認定試験に合格した者は、資格保有者として認定する。但し、非会員の場合は、認定と同時に入会申請を行い、入会が認められた後の認定となる。

2 当協会は、前項に基づき認定申請をした者について、第6条で定める資格の喪失事由がない限り、資格合格者を認定しなければならず、当協会は認定資格の認定証を交付し、その氏名等を当協会保存の資格認定名簿に登録する。

（有効期間）

第5条 削除

（資格の喪失）

第6条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本資格は喪失する。

- （1）認定申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- （2）過去に当協会から本資格を取り消されたことがある場合
- （3）当協会の会員資格を喪失した時
- （4）その他当協会が、本資格登録につき不適當な事由があると判断した場合

2 登録の抹消は当協会の代表理事が決定する。

（試験）

第7条 本資格認定は資格認定者として必要な知識および技能についてこれを行う。

(認定試験の申請)

第8条 認定試験を受験する者は、ホームページ上若しくは事務局に直接申請しなければならない。

- 2 試験料は別途定められた指定の期日までに支払わなければならない。
- 3 試験料及び支払期日は別途に定める。

(試験内容)

第9条 認定審査は試験および面接等によりこれを行う。

- 2 試験の内容・方法は別途に定める。

(認定基準)

第10条 認定について、当協会は次の業務を行う。

- (1) 試験問題の作成・認定基準の作成
- (2) 認定試験の実施・採点
- (3) 認定結果の通知
- (4) 資格の認定

(善管注意義務)

第11条 当協会は、その業務の実施にあたって不正行為を行ってはならない。又、役職上知り得た認定等について、これを他人に口外してはならない。

(改正)

第12条 この規定は当協会の理事会の3分2以上の議決によって改定することができる。

2017年3月28日制定

2019年3月28日改定

2022年9月9日改定

2023年1月1日改定